

1. 件名：福島第一原子力発電所における循環注水冷却・滞留水等に係る定例会
2. 日時：令和2年10月2日（金）10時30分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

澁谷企画調査官、宇野課長補佐、知見主任安全審査官、高松専門職、横山係長、伊藤係長、市森係員、長崎技術参与、高木技術参与

福島第一原子力規制事務所

田中原子力運転検査官（テレビ会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当7名（テレビ会議システムによる出席）

## 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、資料に基づき、以下の説明があった。
  - 再利用タンクの除染方法について
    - ✓ 除染方法を検討することとなった経緯。
    - ✓ 今までのタンクの除染は、手が届く範囲の側板はジェット洗浄を実施している。その後、残水が無い状態でALPS処理水を移送して濃度上昇がみられたこと等から、タンク側板及び連結管内に残留したスラッジが告示濃度比総和上昇に影響していると推定していること。
    - ✓ そのため再利用予定のタンクを点検時の状況及び貯留履歴により3つの分類に大別し、以下の様に対応すること。
      - ◇ 最も汚染の少ない分類①ではタンク上部の手が届かない範囲を含む側板のジェット洗浄並びに連結管及び弁の交換を追加で実施する。
      - ◇ 汚染が中程度の分類②では、ジェット洗浄の効果が低いため、新たな除染方法を検討する。
      - ◇ 内面の線量が非常に高く、タンク内への入域が困難な分類③では、内部に作業員が入らずに実施できる新たな除染方法を検討する。
    - ✓ ジェット洗浄においては、汚染水発生量低減の観点からALPS処理済水をジェット洗浄水として使用することを検討しており、使用する場合には使用量を定期的に報告すること。
  - 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認し、以下のとおり対応を求めた。
    - ALPS処理済水のジェット洗浄水等への転用により既設タンク貯蔵容量が変動する場合、容量管理を行うこと。

## 6. その他

資料：

- 汚染水対策スケジュール
- 水処理設備の運転状況、運転計画（2020年9月25日～2020年10月8日）
- 福島第一原子力発電所の滞留水の水位について（2020年9月25日～2020年10月1日）
- 建屋内における残水等の状況について
- 実施計画記載期限に関わる進捗状況について

➤ 再利用タンクの除染方法について